



# 佐賀県公報

平成17年  
6月17日  
(金曜日)  
第 12618号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目 次

### 規 則

- 佐賀県観光施設条例施行規則
- 佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

則

### 告 示

- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

(三五六・地域福祉課) 三

- 生活保護法に基づく医療機関の指定
- 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の辞退

(三五八・長寿社会課) 四

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

(県民協働課) 四

- 開発行為に関する工事の完了

(まちづくり推進課) 五

- 佐賀県農業振興地域整備基本方針の変更

(農山漁村課) 五

- 土地改良区役員の就退任届

(農地整備課) 六

- 県営三本木地区土地改良事業計画決定

(森林整備課) 八

- 平成十七年二月二十三日付け佐賀県公報第一二五七一号中訂正

- 平成十七年三月十八日付け佐賀県公報第一二五八一号中訂正

## 公布された規則のあらまし

### ○佐賀県観光施設条例施行規則（規則第八六号）

- 1 指定管理者の申請の方法を定めることとした。（第二条関係）

- 2 指定管理者の指定の基準を定めることとした。（第三条関係）
- 3 指定管理者の管理の基準を定めることとした。（第四条～第六条関係）
- 4 その他所要の事項を定めることとした。
- 5 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 6 佐賀県観光施設管理規則は、廃止することとした。
- 7 所要の経過措置を定めることとした。

### ○規 則

- 1 行政事件訴訟法の改正に伴い、様式について所要の改正を行うこととした。  
(様式第二三三号の二及び様式第二四四号関係)

- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

### ○規 則

佐賀県観光施設条例施行規則をここに公布する。

平成十七年六月十七日

佐賀県知事 古川 康

### ○佐賀県規則第八六号

佐賀県観光施設条例施行規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、佐賀県観光施設条例（平成元年佐賀県条例第十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請の方法)

**第二条** 条例第四条第三項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 法人にあつては、法人登記簿の謄本

三 指定管理者指定申請書を提出する直近二事業年度における決算に関する

書類

四 その他知事が必要と認める書類

(指定の基準)

第三条 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。

一 条例第一条に規定する観光施設（以下「観光施設」という。）の設置目的の確実な実施が見込まれること。

二 観光施設の平等利用が確保されること。

三 前条第一号の事業計画書の内容が、観光施設の効用を最大限に發揮することともに管理経費の縮減が図られるものであること。

四 当該事業計画書に沿つた管理を行う能力を有していること。

(休場日)

第四条 条例第四条第四項に規定する管理の基準（以下「管理の基準」という。）のうち観光施設の休場日は、次に掲げる日を除き、一週間につき一日を限度とする。

一 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

二 国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第二百七十八号）第三条に規定する休日に代わる日として休場する日

2 前項の規定にかかわらず、観光施設のうちキャンプ場の開場日は、四月一日から十月三十一日までの日を含む年間七月以上とする。

3 指定管理者は、前二項の規定にかかわらず、必要があると認めたときは、臨時に休場することができる。

(開場時間)

第五条 管理の基準のうち観光施設（海浜公園のキャンプ場及び花と冒險の島のコテージを除く。）の開場時間は、一日につき八時間以上とする。

(利用の制限)

第六条 管理の基準のうち指定管理者が施設の利用を許可しないことができる

のは、次に掲げる場合とする。

一 施設設置の目的に反する利用をするおそれがある場合

二 施設内の秩序を乱すおそれがある場合

三 施設又は設備をき損するおそれがある場合

四 その他管理上必要があると認める場合

中止を命ずることはできるのは、前項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

一 利用許可申請書の内容に偽りがあつた場合

二 利用の許可を受けた者が、利用目的を変更し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは他に転貸した場合

三 定められた利用料金を納期までに支払わない場合

四 その他指定管理者の指示に従わない場合

3 指定管理者は、第一項第四号の規定により施設の利用の制限をしようとするときは、知事に協議しなければならない。

(事業報告書の提出)

第七条 指定管理者は、毎事業年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

一 観光施設の管理の業務に関する事業報告書

二 決算に関する書類

(附則)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(佐賀県観光施設管理規則の廃止)

2 佐賀県観光施設管理規則（平成元年佐賀県規則第十七号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の規定にかかわらず、佐賀県観光施設の管理については、この規

則の施行の日から平成十八年三月三十日までの間は、たお従前の例による。

政令を、(2)の部分には取消しの訴えの被告を代表すべき者を記載する。」

佐賀県職員の退職手当に關する条例施行規則の一部を改正する規則といふと公布する。

平成十七年六月十七日

第12618号

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第八十七条

佐賀県職員の退職手当に關する条例施行規則の一部を改正する規則

則

佐賀県職員の退職手当に關する条例施行規則（昭和五十九年佐賀県規則第六十七号）の一部を次のものに改むる。

様式第一回印

「なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に

「なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に(1)に対して不服申立てをすることができる。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は(2)となる。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができる。」

「備考 なお書中空白の部分には、不服申立てをすべき行政庁を記載する。」

「備考 (1)の部分には不服申立てをすべき行政庁を、(2)の部分には取消しの訴えの被告を代表すべき者を記載する。」

「備考 (1)の部分には不服申立てをすべき行政庁を、(2)の部分には取消しの訴えの被告を代表すべき者を記載する。」

「なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に(1)に対して不服申立てをすることができる。また、この処分に不服があるときは、この処分の後の事情の変化を理由に

「なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に(1)に対して不服申立てをすることができる。」

「なお、この処分に不服があるときは、この処分の後の事情の変化を理由に(1)に対し、この処分の取消しを申し立てることができる。」

また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は(2)となる。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができる。

〔備考 なお書き中空白の部分には、不服申立て又は処分の取消しの申立てをすべき行政庁を記載する。」

〔備考 (1)の部分には不服申立て又は処分の取消しの申立てをすべき行政庁を記載する。」

●佐賀県告示第二回印

生活保護法（昭和三十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定による、次のとおり指定医療機関からの廃止の届出があつた。

平成十七年六月十七日

佐賀県知事 古川 康		
名 称	所 在 地	廃止年月日
小城町立病院	小城市小城町松尾四一〇〇番地	平成一七・三・一
山元外科病院	伊万里市二里町八谷搦一三番地五	平成一七・四・一
しまだ眼科	佐賀市嘉瀬町大字扇町二四七七番地一	"
新栄こどもクリニック	佐賀市鍋島町大字八戸一三四三番地七	平成一七・四・一
呼子町立小川島診療所	唐津市呼子町小川島一六一番地一	平成一七・一・一
前山歯科医院	佐賀市水ヶ江五丁目八番一九号	平成一七・三・一
さらさ薬局	唐津市西城内六番八号	"

## ●佐賀県告示第三百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次の医療機関を指定した。

平成十七年六月十七日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県知事 古川 康		
名 称	所 在 地	指定年月日
小城市民病院	小城市小城町松尾四一〇〇番地	平成一七・三・一
山元記念病院	伊万里市二里町八谷搦八八番地四	平成一七・四・一
医療法人しまだ眼科	佐賀市嘉瀬町大字扇町二四七七番地一	"
産婦人科南ヶ丘クリニック	伊万里市立花町二二九四番地三一	"
藤松眼科	唐津市平野町一四四五番地	平成一七・四・一
医療法人新栄こどもクリニック	佐賀市鍋島町八戸一三四三番地七	平成一七・四・一
唐津市小川島診療所	唐津市呼子町小川島一六一番地一	平成一七・一・一
前山歯科医院	佐賀市水ヶ江五丁目八番一九号	平成一七・三・一

## ●佐賀県告示第三百五十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二百二十三条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設から指定の辞退があった。

平成十七年六月十七日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県知事 古川 康		
名 称	所 在 地	指定辞退年月日
医療法人平川病院	唐津市山本六四四の五	平成一七・六・三〇

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による定期変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成17年8月8日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成17年6月17日

佐賀県知事 古川 康

- 1 申請のあった年月日  
平成17年6月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称 特定非営利活動法人盛年の会
- (2) 代表者の氏名 金原 義訓

## (3) 主たる事務所の所在地

佐賀県神埼郡東脊振村大字石動1292番地の4

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢化が進むなかで、在宅で援助の必要な高齢者や障害を持つ人、その家族の人たちを支援するため、健康で働く意欲のある高齢者を中心に組織をつくり、在宅介護や生活支援など福祉に関する事業を行い、人々が住みなれたまちで、いつまでも生きがいのある生活を送れる地域づくりに寄与することを目的とする。併せて高齢者の雇用機会の拡充を図り、元気で明るい社会づくりに寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成17年6月17日

佐賀県知事 古川 康

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

鳥栖市立石町字棧敷12番15、12番16、12番109及び12番226

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

佐賀市高木瀬町大字長瀬1828番地1

共和石材有限会社

佐賀県知事 古川 康

## 第1 農用地等の確保に関する事項

1 農用地等の確保の基本的考え方

2 農用地等の確保のための施策の推進

3 農業上の土地利用の基本的方向（農業地帯別）

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

## 第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

2 県の農業地帯別の構想

3 広域整備の構想

## 第4 農用地等の保全に関する事項

1 農用地等の保全の方向

2 農用地等の保全のための事業

3 農用地等の保全のための活動

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向

2 主な営農類型及び目標経営規模

## 第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

1 重点作物別の構想

2 広域整備の構想

第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

1 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向

2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

3 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第5条第1項の規定により佐賀県農業振興地域整備基本方針を変更したので、変更後の佐賀県農業振興地域整備基本方針を佐賀県県土づくり本部農山漁村課及び各農林事務所農政課において縦覧に供する。

なお、変更後の佐賀県農業振興地域整備基本方針に定める事項は、次のとおりである。

平成17年6月17日

## 第8 第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進

## に関する事項

- 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標  
2 農村地域における就業機会の確保のための構想  
第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生

## 活環境を確保するための施設の整備に関する事項

1 生活環境施設の整備の必要性

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、上場土地

平成17年6月17日

佐賀県知事 古川康

第8 第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項		
1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標	" 瀧本 隆仁	" " 新木場甲1945番地
2 農村地域における就業機会の確保のための構想	" 吉田 鶴雄	" " 鶴牧1015番地
第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項	" 前田 一徳	" " 大野甲2266番地19
1 生活環境施設の整備の必要性	" 山口 敦美	東松浦郡玄海町大字有浦上3104番地
2 生活環境施設の整備の構想	" 前田 紀泰	" " 大字大蔵1053番地
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、上場土地改良区から次のとおり、役員が就任し、及び退任した旨届出があった。	" 岡本 孝	" " 大字大蔵木123番地
平成17年6月17日	" 八島 時夫	" " 大字今村6926番地
佐賀県知事 古川 康	" 打越 健	唐津市鎮西町名護屋4740番地
役職名 氏名 住所 就退任年月日	" 山下 盛幸	" " 中野636番地1
理事 坂本 茂忠 唐津市鳩川17318番地 平成17年3月31日退任	" 坂本 司	" " 波戸452番地
" 本山 重信 "	" 久満 義彦	唐津市呼子町呼子3764番地15
" 鶴田 幸市 "	" 中山 丈一	" 鎮西町高野631番地
" 吉田 廣光 "	" 藩 事 青木 崇	東松浦郡玄海町大字有浦下4356番地
" 野中 忠 "	" 漢口 龍彦	唐津市呼子町小友1056番地
" 山崎 正廣 "	" 合力 幹博	" 北波多岸山663番地8
" 堤 武彦 "	" 伊藤 智	" 渕町966番地1
" 大河内正人 "	" 理 事 堀川 幸男	" 屋形石1398番地
" 田崎 仁治 "	" 伊藤 智	平成17年4月14日就任
" 山城喜八朗 "	" 坂本 秀嗣	" 枝去木420番地1
" 中山 英雄 "	" 山崎 正廣	" 大良484番地
" 石橋 五郎 "	" 井本 敏男	" 竹木場5091番地
	" 市丸 五夫	" 神田1945番地

			役職名	氏 名	住 所	就退任年月日
"	富田 久夫	" 千々賀720番地		"		
"	石崎 俊治	" 北波多田中1645番地5		"		
"	井上 式彦	" 肥前町納所丁626番地		"		
"	寺田 良夫	" " 田野丙53番地7		"		
"	出口 富徳	" " 切木乙321番地1		"		
"	岡本 孝	東松浦郡玄海町大字轟木123番地		"		
"	堀田 孝義	" " 大字湯野尾291番地1		"		
"	八島 時夫	" " 大字今村6926番地		"		
"	大久保敬司	唐津市鎮西町名護屋4241番地		"		
"	前川 彰	" " 名護屋3568番地		"		
"	坂本 徳光	" " 赤木1277番地		"		
"	山下 盛幸	" " 中野6136番地1		"		
"	伊藤 房芳	" " 呼子町殿ノ浦1383番地		"		
"	杉 秀一	" " 加部島1131番地		"		
"	坂井 俊之	" " 二タ子三丁目4番16号		"		
"	中山 丈一	" 鎮西町高野631番地		"		
"	寺田 司	東松浦郡玄海町大字有浦上3337番地1		"		
"	才田 安俊	唐津市柏崎946番地		"		
"	川添 勝利	" 北波多山彦1871番地		"		
"	山口 駿一	" 肥前町入野乙1302番地		"		
"	小峰 滋宣	" 呼子町呼子2952番地1		"		
<hr/>						
土地改良法(昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、国見土地 改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。						
平成17年6月17日						
佐賀県知事 古 川 康						
理 事	岩永 正太	西松浦郡西有田町山谷乙1022番地		平成17年5月20日就任		
"	篠原啓一郎	" 有田町中部丙479番地5		"		
"	前川九洲男	伊万里市二里町大里乙770番地		"		
"	松尾 齊	西松浦郡有田町中部甲1213番地		"		

平成17年6月17日(金)

"	松尾 武	" " " 1217番地	"	1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業(ため池等整備)三本木地区の土地改良事業計画書の写し
"	辻 政徳	" " 西部丁577番地	"	
"	馬場 幸雄	" " " 1018番地 4	"	
"	岩永 澄則	" 西有田町曲川乙1620番地	"	
"	西川 豊	" " " 3247番地 3	"	
"	筒井 政幸	" " 曲川丙271番地	"	2 縦覧の期間 平成17年6月20日から平成17年7月15日まで
"	岩永 政人	" " " 2275番地	"	
"	佐藤 正幸	" 大木乙2120番地	"	3 縦覧の場所 伊万里市役所
"	石橋 浩	" 山谷乙473番地	"	
"	山口 松次	" " " 1638番地	"	
"	塚部 芳和	伊万里市立花町1675番地 7	"	
"	岩永 康則	" 二里町八谷藪929番地	"	
"	力武 義和	" " 大里乙883番地第 1	"	
"	前田 琢生	" 東山代町浦川内5277番地	"	
"	監事 諸隈 英博	西松浦郡西有田町大木乙426番地 1	"	
"	松尾 正道	" 有田町中部乙36番地	"	
"	前田 隆夫	伊万里市二里町中里甲955番地	"	

## ○ 附 記

平成十七年四月十八日付佐賀県公報第一一五七八一号中記正

頁	箇 所	記	正
3	下段 左から四行田	イ 立木の伐採の限度並びに 植栽の方法、期間及び樹種	イ 立木の伐採の限度
5	上段 左から九行田	道路用地及び道路事業用地と すなたぬ	道路用地いわゆるたぬ

平成十七年四月十八日付佐賀県公報第一一五七八一号中記正

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、県営土地改良事業(ため池等整備)三本木地区の計画を定めたので、同条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立ては、平成17年8月1日までに佐賀県伊万里農林事務所(郵便番号848-0041 伊万里市新天町122番地4)に提出してください。

平成17年6月17日